

**公民連携・課題解決推進事業「KYOTO CITY OPEN LABO」
業務委託仕様書**

1 委託業務の名称

公民連携・課題解決推進事業「KYOTO CITY OPEN LABO」業務委託（以下「本業務」という。）

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 事業の趣旨

公民連携・課題解決推進事業「KYOTO CITY OPEN LABO」は、本市が抱える行政課題等を民間企業等と連携して取り組む公民連携の窓口機能を有し、民間企業等の技術やノウハウを活かして行政課題等の解決を図る事業である。

本業務は、実効性のある新たなサービス創出に向けて、公民が連携して実証実験や具体的実践により課題解決を図る取組を促進するため、庁内における公民連携の意識浸透と民間企業等との対話の拡充を図るものである。

なお、事業の実施に当たっては、民間企業等からの技術やノウハウを市の施策・事業や社会課題解決に活かそうとする提案については機を逸せず把握し、有用なものは適切に各部局につなぎ、支援を行うこと。

4 委託内容

(1) 公民連携サポート業務

庁内において公民連携の意識浸透を図り、公民連携があらゆる行政分野で事業を企画・実施する際の有効な選択肢となるよう、企業を招いたオンラインセミナーや公民連携手法の導入をサポートする個別相談会等を定期開催すること。

① 庁内向けオンラインセミナー

ア) 公民連携の意識浸透を図るセミナー【年4回程度】

公民連携の意義やメリット等の基礎的な内容に加え、各回に企業を招聘し、職員が企業の考え方や様々な技術・サービスに触れる機会をつくり、職員の興味・関心を高めながら、公民連携の可能性を探るきっかけとなるような内容を企画・実施すること。

イ) 企業によるピッチイベント【年2回程度】

京都市と公民連携を希望する企業を選定・招聘し、企業が公民連携に取り組むストーリー（目的・動機やプロセス・事例等）や、社会課題の解決に役立つ最新技術・サービス等を紹介するピッチイベントを企画・実施すること。

なお、ア) 及びイ) については、企画、企業との各種調整、セミナー資料作成、運営等の一式を含むものとする。（アーカイブ動画配信（録画・編集等）等は本業務の対象外とする。）

② 庁内向け個別相談会【月 1 回程度】

企業へ効果的に訴求するための課題の見せ方・見える化、企業からの提案を呼び込むための工夫や関心を持ちそうな企業の紹介など、行政職員では見えにくい視点を民間目線から課題整理や企業へのアプローチ手法についてアドバイスする相談会を実施すること。（月 1 日程度、京都市役所又はオンラインでの開催）

③ 定例の打合せ【週 1 回程度】

窓口となる担当者を配置して、週 1 回程度、本業務の進ちょく等の報告・共有を行うこと。

(2) 公民連携プロデュース業務

企業との連携の機会を拡充し、より実効性の高い課題解決に直結する新たなサービスを創出するため、企業への情報発信に加えて質の高い提案を呼び込むための個別アプローチを行い、企業との対話の機会を積極的に創出すること。

なお、以下の取組を通じて、年間 30 件の企業との対話を成果指標として設定する。

① 行政課題の企業目線での言語化

庁内より抽出した行政課題等について、企業へ提供するメリットやビジネス的アプローチの観点も含めて、企業へ効果的に訴求するための課題の見せ方をアドバイスし、企業目線での言語化のサポートを行うこと。

② 企業への働きかけと対話の機会の創出

庁内より抽出したテーマ型の行政課題等について、関連する企業への情報発信に加え、質の高い提案を呼び込むための積極的な働きかけと個別のアプローチを行い、プロデュース型で対話の機会を創出すること。

また、企業から自由に提案を受け付けるフリー型についても、幅広く情報収集を行い、行政課題の解決に活かせる取組については機を逸せず把握して本市に情報提供を行うとともに企業へ提案を促すこと。

③ 企業との対話の機会の設定

②により収集した企業情報を基に、本市の課題に即した実効性のある提案は本市との対話の場を設定すること。

5 事業の開始

契約締結日から、公民連携・課題解決推進事業「KYOTO CITY OPEN LABO」の業務を遂行すること。

6 業務終了報告書の提出

本業務終了後 30 日以内に、実施内容が分かる書類を添付のうえ、業務終了報告書を提出すること。

7 本業務を実施するうえで留意する点

(1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

(2) 個人情報の取扱い

受託者は、本業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することはできない。また、本業務が完了した後においても、同様とする。

(3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

(4) 著作権

本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。

(5) 自主的な情報収集

受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。